



# 山形県公報

令和3年10月1日(金)  
第243号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の実施……………(統計企画課) ……981
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……982
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………(水産振興課) ……983
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……984
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

- 押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程……………985

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……988
- 同……………(同) ……989
- 同……………(同) ……991

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第767号

山形県統計調査条例(平成21年3月県条例第28号)に基づく県基幹統計調査を次のとおり実施する。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査の名称  
山形県商品流通調査
- 2 調査の目的  
2020(令和2)年山形県産業連関表の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内の製造業に係る事業所のうち知事が指定するもの
- 4 調査事項  
製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額及び国内向け出荷額の消費地別構成比
- 5 調査の対象となる期間  
令和2年1月1日から同年12月31日まで
- 6 調査の方法  
調査票を知事が指定した事業所に郵送し、自計申告された調査票を回収する。

7 報告を求める期間

令和3年11月1日から同月30日まで

8 報告義務に関する事項

知事に指定された事業所は、山形県統計調査条例第4条第2項の規定によりこの調査を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

山形県告示第768号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社野川ファーム

代表取締役社長 細谷 浩司

天童市万代1-2

2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
伊藤 博美 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年8月31日
細谷 浩司 玄米	同 左		
岡崎 直人 玄米	同 左		
高橋 清信 玄米			
加藤 宙 玄米	同 左		
山口 敏春 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
深瀬 和浩 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
菊地 輝久 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
鈴木 祐次郎 飼料用もみ、玄米	同 左		
村上 大輔 飼料用もみ、玄米	同 左		
阿部 久栄 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
吉田 政宏 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
堀子 陽一 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
管 祐一郎 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
卯月 博英 玄米	同 左		

林郷 祐大 玄米	同 左
後藤 竜也 玄米	同 左
石川 智文 玄米	同 左
柴田 嘉也 玄米	同 左
鈴木 翔 玄米	同 左
長堀 一美 もみ、玄米	同 左

**山形県告示第769号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加 入 区 の 名 称	区 域
北 部 加 入 区	酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域
中 部 加 入 区	鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）
南 部 加 入 区	鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）

**山形県告示第770号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営肝煎地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営肝煎地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年10月4日から同年11月1日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起

することができない。

#### 山形県告示第771号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
寒河江市の一部、西村山郡河北町の一部、同郡西川町の一部、同郡朝日町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年9月8日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、空中写真測量、数値図化）

#### 山形県告示第772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市城南町地内及び同市美咲町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年7月20日から同年9月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 遊佐都市計画道路
  - (2) 名称 1・5・1号遊佐吹浦線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 飽海郡遊佐町吹浦字内林地内
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 令和3年10月1日から同月15日まで
  - (2) 場所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに遊佐町地域生活課
- 4 その他  
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

# 企 業 局 関 係

## 規 程

### 山形県企業管理規程第10号

押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年10月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

(山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正)

第1条 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(山形県企業局被服貸与規程の一部改正)

第2条 山形県企業局被服貸与規程（昭和29年12月県電気事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「

総務企画課長（事業所長）印
---------------

」を「

総務企画課長（事業所長）確認
----------------

」に、

「

担当者印
------

」を「

担当者確認
-------

」に、「

被貸与者受領印
---------

」を「

被貸与者受領確認
----------

」に、

「

担当者受領印
--------

」を「

担当者受領確認
---------

」に改める。

別記様式第2号中「

総務企画課長（事業所長）印
---------------

」を「

総務企画課長（事業所長）確認
----------------

」に、

「

担当者印
------

」を「

担当者確認
-------

」に、「

受領印
-----

」を「

受領確認
------

」に、「

担当者受領印
--------

」を

「

担当者受領確認
---------

」に改める。

(山形県企業局職員住宅管理規程の一部改正)

第3条 山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

(山形県企業局公印規程の一部改正)

第4条 山形県企業局公印規程（昭和40年6月県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(山形県企業局就業規程の一部改正)

第5条 山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第20条ただし書中「押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第21条第1項中「記載して自ら押印し」を「記載し」に改める。

別記様式第2号、別記様式第3号の2から別記様式第3号の4まで及び別記様式第3号の6中「㊟」を削る。

別記様式第3号の8（表面）中「㊟」を削り、同様式（裏面）中「

請求者印	承認者印
------	------

」を

「

請求者確認	承認者確認
-------	-------

」に改める。

別記様式第3号の9中「㊟」を削り、同様式（裏面）中「

申請者印	承認権者印	経由者印
------	-------	------

」を

「

申請者確認	承認権者確認	経由者確認
-------	--------	-------

」に改める。

別記様式第3号の10から別記様式第3号の12まで、別記様式第3号の14及び別記様式第3号の15中「㊟」を削る。

別記様式第5号中

理	由	印

を

理	由

に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式中

※	所属長の	年 月 日	職 氏	名	㊟	を
意 見						

「

※	所属長の	年 月 日	職 氏	名	に改める。
意 見					

」

別記様式第9号中「㊟」を削る。

別記様式第10号中「㊟」を削り、同様式中

※	所属長の	年 月 日	職 氏	名	㊟	を
意 見						

「

※	所属長の	年 月 日	職 氏	名	に改める。
意 見					

」

別記様式第11号、別記様式第14号の2及び別記様式第23号中「㊟」を削る。

(山形県工業用水道供給規程の一部改正)

第6条 山形県工業用水道供給規程（昭和46年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第7号、別記様式第9号及び別記様式第10号中「㊟」を削る。

(山形県企業局職員表彰規程の一部改正)

第7条 山形県企業局職員表彰規程（昭和52年2月県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(山形県公営企業財務規程の一部改正)

第8条 山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削る。

別記様式第45号中「㊟」を削る。

別記様式第47号及び別記様式第54号中「㊟」を削る。

別記様式第59号中「㊟」を削り、

専用者	
氏名	印

を

専用者 氏名

に改め、同様式の備考中「記入して押

印する」を「記入する」に改める。

別記様式第66号から別記様式第66号の4までの規定中「印」を削る。

別記様式第70号中「㊟」を削る。

（山形県公営企業固定資産管理規程の一部改正）

第9条 山形県公営企業固定資産管理規程（昭和56年4月県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号、別記様式第8号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

別記様式第11号、別記様式第13号、別記様式第15号、別記様式第17号及び別記様式第19号中「㊟」を削る。

（山形県水道用水供給規程の一部改正）

第10条 山形県水道用水供給規程（昭和58年2月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

（山形県企業局聴聞の手続に関する規程の一部改正）

第11条 山形県企業局聴聞の手続に関する規程（平成6年12月県企業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「なければ」に改める。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県企業局職員倫理規程の一部改正）

第12条 山形県企業局職員倫理規程（平成19年11月県企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第13条 山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（甲）中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記様式第4号から別記様式第5号の2までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「㊟」を削る。

別記様式第10号中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記様式第12号中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第14号、別記様式第15号の2及び別記様式第16号中「㊟」を削る。

別記様式第17号中「㊟」を削り、同様式の注書第7項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第18号、別記様式第19号の2中「㊟」を削る。

別記様式第19号の3中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第19号の4、別記様式第19号の5、別記様式第21号及び別記様式第21号の2中「㊟」を削る。

別記様式第22号及び別記様式第23号中「㊟」を削る。

別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第28号及び別記様式第29号中「㊟」を削る。

別記様式第30号から別記様式第35号まで、別記様式第37号及び別記様式第38号中「**印**」を削る。

（山形県企業局公文書管理規程の一部改正）

第14条 山形県企業局公文書管理規程（令和2年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第2号中「**確認印**」を「**確認者**」に、「**受領印**」を「**受領者**」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、5軸マシニングセンタの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和3年10月19日（火） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 5軸マシニングセンタ 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。



ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年10月12日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月8日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Five-axis machining center Quantity: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 19, 2021

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、レーザー加工機（鶴岡工業高校）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）

(2) 日時 令和3年10月19日（火） 午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 レーザー加工機（鶴岡工業高校） 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
  - (4) 納入場所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年10月12日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月8日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するもの

として作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laser beam machine Quantity: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. October 19, 2021
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、施工管理測量用システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和3年11月11日（木） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 施工管理測量用システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月18日（金）
- (4) 納入場所 米沢市大字川井300番地 山形県立米沢工業高等学校
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年10月26日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Construction Management and Surveying System  
Quantity: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 11, 2021

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2721

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 3. 8. 31	第234号	876	28	石清水	岩清水